

指定居宅療養管理指導重要事項説明書

1 概要

(1) 事業所の概要

事業所名：医療法人 緑風会 みどりクリニック

所在地：長崎市城栄町 32-20

電話番号：095-844-7191

介護保険番号：4210164663

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	医師	1名		1名	利用申込みの調整、業務等の管理及び居宅療養管理指導の提供にあたる
居宅療養管理指導従業者	医師	2名		2名	居宅療養管理指導の提供にあたる

(3) サービスの提供実施時間等

医師による居宅療養管理指導 月～金の午前9時から午後6時

※ ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日、8月15日を除く。

※ 電話などにより、上記時間外においても連絡が可能な体制とする。

2 サービスの内容

医師が行う居宅療養管理指導

医師は、居宅を訪問し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）の作成に必要な情報の提供、又は利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。

3 利用料等

〈介護保険の利用料〉

医師による居宅療養管理指導

1回につき 2980円,2860円,2590円のいずれか。

患者様のご負担は、

月1回の場合 298円,286円,259円のいずれか。（2割負担は 596円,572円,518円）

月2回の場合 596円,572円,518円のいずれか。（2割負担は 1192円,1144円,1036円）

となります。

（注）介護保険の一部負担金につき公費負担がある場合は、その分が減免されます。

〈その他の利用料〉

訪問診療や往診、それに伴う治療の費用、及び、治療に要する電話相談の場合は、医療保険として取り扱われるため、医療保険等の給付割合による一部負担金がかかります。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話又はご来所によりお申し込みください。当事業所の担当者がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④その他

利用者の方やご家族などが当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいな事でも構いませんので、次の窓口までお申しつけください。

① 当事業所の相談・苦情窓口及び対応等

担当者 外来看護部 三谷 純

電話 095-844-7191 F A X 095-844-7193

苦情があった場合は、直ちに利用者様及びご家族と連絡を取り、事情を聞き、苦情の内容を把握し、必要な対応を行います。また、苦情の内容によっては、市町村や居宅介護支援事業者等と連絡をとり、必要な対応を行います。

②その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び長崎県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

6 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族及び利用者がお住まいの市町村へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者様に対して当事業所の居宅療養管理の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

7 当法人の概要

- (1) 法人名 医療法人 緑風会
- (2) 法人の所在地 長崎市富士見町 22-22
- (3) 電話 095-832-1272
- (4) 代表者氏名 理事長 上戸 穂高